

第5回薬剤師の行政処分の 在り方等に関する検討会	H19.7.19
資料 2	

再教育制度の概要

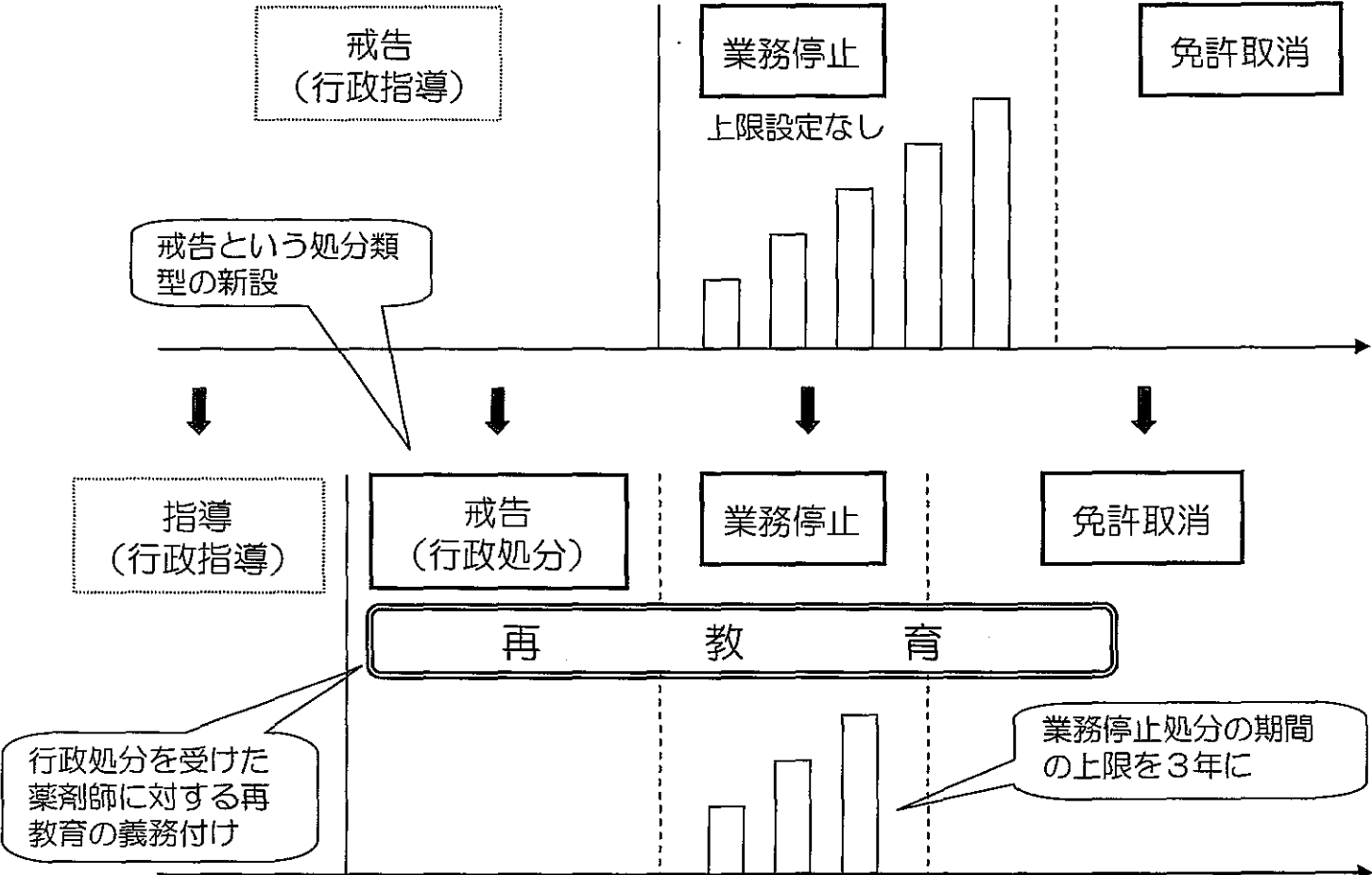
薬剤師に対する行政処分の見直し

行政処分を受けた薬剤師に対し再教育の受講を義務付けるとともに、業務の停止を伴わない「戒告」という処分類型の新設、業務停止処分の期間の上限の明確化、調査権限の創設、再免許に係る手続の整備等を行う。

現
行



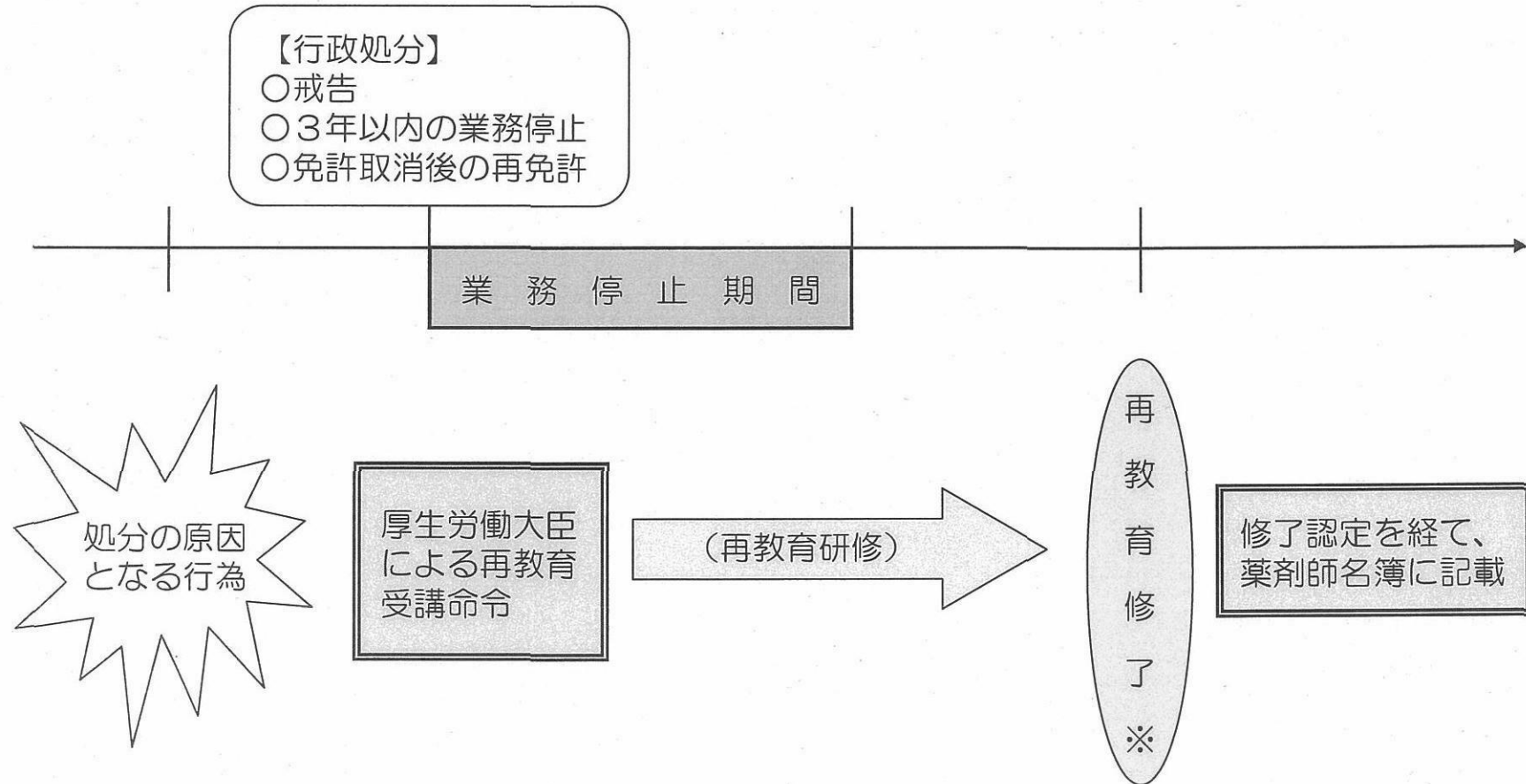
改
正
後
※



※ 平成20年4月1日施行

行政処分を受けた薬剤師に対する再教育の義務付け

国民に対し安心・安全な医療、質の高い医療を確保する観点から、処分を受けた者の職業倫理を高め、調剤技術を再確認し、能力と適正に応じた医療の提供を促すため、行政処分を受けた薬剤師に対し再教育の受講を義務付ける。



※ 再教育修了までの間は、薬局等の管理者になることができない。